

「地方裁判所管理局」をかたるハガキに要注意！



他県では、「地方裁判所管理局」をかたる架空請求ハガキに関する相談が増えています。
今後、県内でも同様のハガキが送付される可能性がありますので、注意してください。

ハガキの特徴

「最終告知」、「民事訴訟」等の言葉が使われている。

請求金額や債務の内容がはっきりしない。

期限を決め、すぐに連絡させようとする。

※「地方裁判所管理局」は実在しません。

本当に裁判所への申立てがあった場合、裁判所は「特別送達」という方法で封書で通知します。



裁判所の通知がハガキでくることはありません。

ハガキ(イメージ)

特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号〇〇〇〇

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年●月●日

地方裁判所管理局

東京都千代田区霞が関1丁目●番●号

お問い合わせ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間9:00~19:00

～被害防止のポイント～

- 1 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください。
- 2 お金の請求をするハガキや封書、メールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談しましょう。